平成２９年（再ロ）第２号

香川県高松市屋島西町1402番地10　ボルドービル301

再生債務者　南部　香織（旧姓合田）

1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年８月10日まで

4　一般異議申述期間　平成29年８月24日から平成29年９月７日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１０００２号

東京都大田区大森南１―12―21

再生債務者　宮坂　輝之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年７月11日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１０００５号

東京都北区東十条１―18―２―906

再生債務者　藤巻　洋介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年７月11日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第２号

沖縄県豊見城市字豊崎１番地２　ミオビエント豊崎303号

再生債務者　村吉リツ子（旧姓勢理客）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年７月10日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第１３号

大阪市住之江区南加賀屋４丁目４番33―905号

再生債務者　西　　真一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年７月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年７月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１号

千葉県佐倉市高崎493番地

再生債務者　山岡　純一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年７月13日　千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１４年（再ロ）第１０号

神戸市西区北別府３丁目22番地の３ヒクセラン今田306号（認可決定時の住所）神戸市西区池上１丁目12番地の１Ｅ―608号

再生債務者　福留　玲子（旧姓中田）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年11月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年７月13日

神戸地方裁判所明石支部再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年７月11日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置の関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成29年７月24日

東京都千代田区神田神保町２丁目28番地

東京製本厚生年金基金

代表清算人　星野　一男

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年７月11日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置の関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　星野　一男

清算人　藤田　　聰

清算人　浦野　雅輝

2．代表清算人住所　東京都千代田区神田神保町２丁目28番地

平成29年７月24日　東京製本厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年九月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十九年七月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十六日

掲載頁　一八九頁（号外第一三六号）

平成二十九年七月二十四日

大阪府枚方市楠葉並木二丁目二番二二号

（甲）株式会社スナダプロパティ

代表取締役　砂田　直成

大阪市中央区谷町六丁目一〇番一九一二号

（乙）アイリス株式会社

代表取締役　砂田　直成

合併公告

左記医療法人は大阪府知事の認可を受け合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することに致しました。

記

（甲）医療法人青樹会

大阪府寝屋川市緑町四七番七号

理事長　吉田　直正

（乙）医療法人青樹会

大阪府枚方市北中振三丁目八番一四号

理事長　吉田　直正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年七月十二日

掲載頁　四頁

平成二十九年七月二十四日

兵庫県西宮市六湛寺町九番一六号

（甲）日本管財株式会社

代表取締役社長　福田慎太郎

札幌市中央区北四条西五丁目一番地

（乙）三洋技研工業株式会社

代表取締役社長　高田　庸行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の関東地域で店舗を有している小売事業の内、イオンモリシア津田沼店（千葉県習志野市）及びイオンモモ店（東京都江東区）に関する権利義務を承継しました。

これを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.daiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html

（乙）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十九年五月十八日

掲載頁　三十五頁

平成二十九年七月二十四日

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

（甲）株式会社ダイエー

代表取締役　近藤　靖英

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（乙）イオンリテール株式会社

代表取締役　岡崎　双一